

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により、公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物に係る認定を次のとおり行いました。

その関係図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において一般の縦覧に供します。

平成二十七年十月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 認定番号

奈良県指令建第五九―二号

二 認定年月日

平成二十七年十月八日

三 一団地の区域

生駒郡三郷町三室一丁目五三一番地ほか四筆